

津山市地域福祉計画

(概要版)



平成26年3月
津 山 市

津山市地域福祉計画の概要

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

近年、少子・高齢化の急速な進展、核家族化などにより、家庭や地域でのつながりが希薄化するなど、身近な住民同士の交流やコミュニケーションが不足していることが指摘されており、高齢者の孤独死、子どもや高齢者等への虐待、DV、ひきこもりなどの問題が起きています。

本市では、これまで「障害者計画」「介護保険事業計画」「高齢者保健福祉計画」「子育て支援行動計画」など対象者別の福祉に関する個別計画を策定し、その目標実施に向けて取り組んでいます。しかしながら、福祉需要の変化に対応するためには、従来の個別計画での対応だけでは限界があり、個別分野を総合化した福祉のあり方や地域という場所に着目し、広く生活課題全般を対象とした福祉のあり方が求められるとともに、行政のみならず、地域住民、各種団体、サービス提供事業者等がそれぞれ役割を持ってすべてで支えていく仕組みづくりが求められています。

(2) 計画策定の目的

「地域福祉」とは、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスとは異なり、自分たちが住んでいる「地域」に着目した福祉のことです。

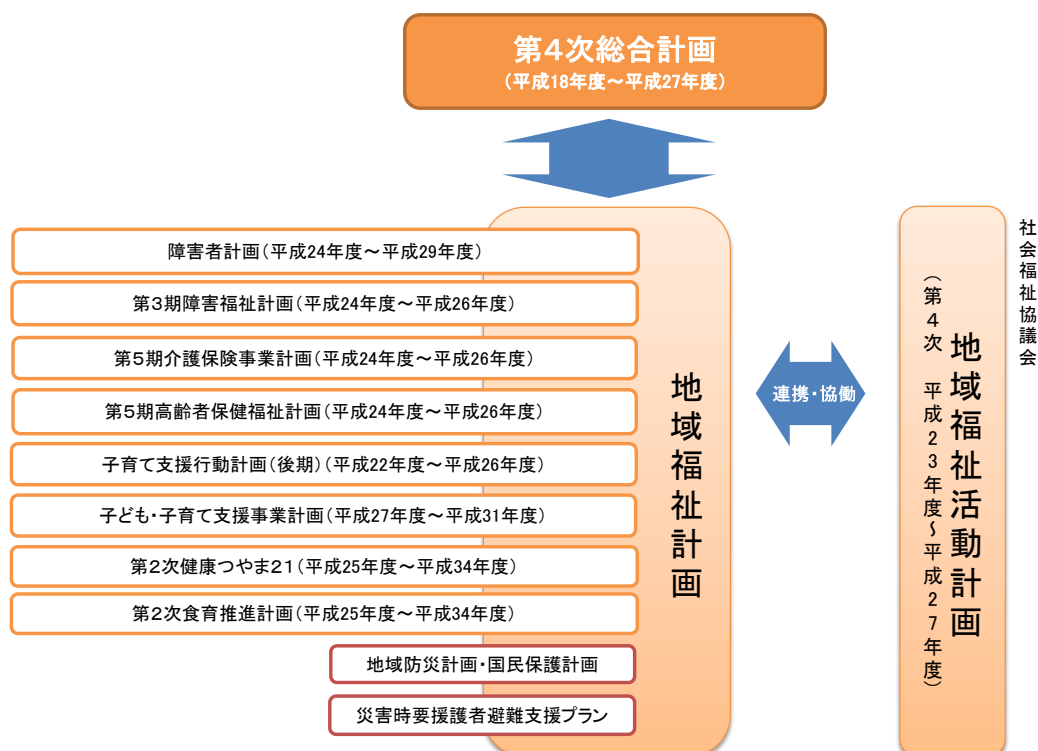
具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域の中で安心して生活できるように、行政と市民が協力して、ふれあい活動や見守り、助け合いといった支え合いを行っていくことです。

「福祉」というと、高齢者や障害者など特定の人だけが対象というイメージを持っている人が多いかもしれませんが、誰でも病気になったり、介護が必要になったり、子育てで悩んだりするなど、日常生活でも支援が必要になるときがあります。

そういう時に、地域に関わるすべての人が協力して、支援を必要としている人を、地域において支えていく仕組みづくりを計画的に進めていくために、「津山市地域福祉計画」を策定しました。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、「津山市総合計画」を上位計画とした、地域福祉を推進するための基本理念や基本目標、施策の方向性を示すもので、社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画です。

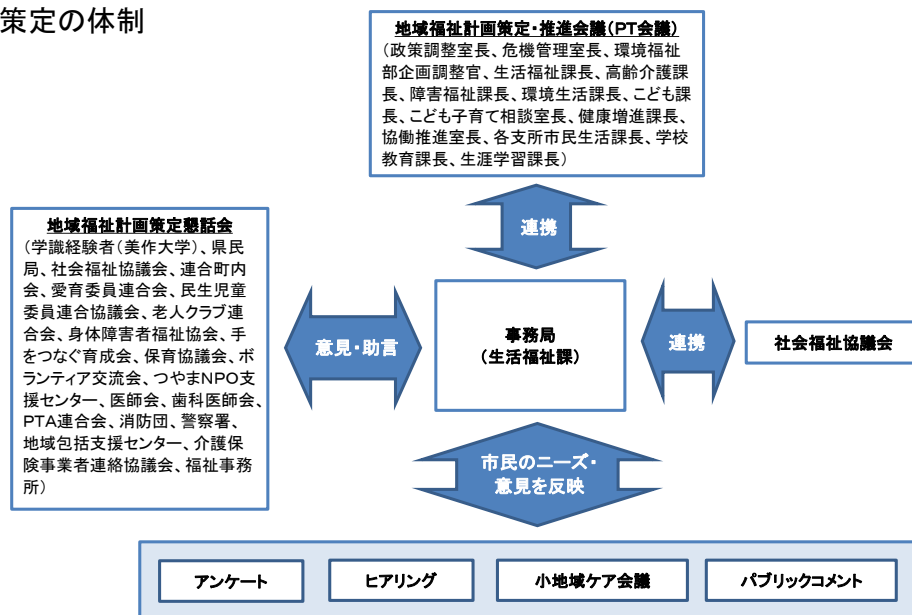


(4) 計画の期間

平成26年度～30年度 (5年間)

なお、社会情勢の変化や平成28年度からの第5次総合計画の策定により、必要に応じて見直し、修正等を行っていきます。

(5) 計画策定の体制



(6) 計画策定への市民参加

① アンケート調査の実施

- | | | | |
|-----|-------------------|---------|-----------|
| I | 本市在住の16歳以上の1,500名 | (無作為抽出) | 【回収数511】 |
| II | 民生委員・児童委員 | 283名 | 【回収数257名】 |
| III | 愛育委員・栄養委員 | 300名 | 【回収数256名】 |
| IV | 町内会長 | 366名 | 【回収数284名】 |

② ヒアリング調査の実施

- | | | | |
|-----|-------------|----------|------------------|
| 第1回 | 平成25年10月25日 | 障害者(児)関係 | 29名参加 |
| 第2回 | 平成25年11月1日 | 高齢者関係 | 28名参加 |
| 第3回 | 平成25年11月8日 | 防災関係 | 12名参加、子育て関係16名参加 |

③ 策定懇話会

- | | | |
|-----|------------|----------------------|
| 第1回 | 平成25年7月24日 | (計画概要、アンケート調査、意見交換等) |
| 第2回 | 平成25年10月3日 | (ヒアリング方法、骨子案等) |
| 第3回 | 平成26年1月16日 | (地域福祉計画(案)の内容等) |
| 第4回 | 平成26年3月7日 | (地域福祉計画(最終案)の確認等) |

④ 小地域ケア会議への参加による取組状況等の反映

大崎支部、城西支部、鶴城支部、佐良山支部、高倉支部、
城東支部、東津山支部、新加茂支部、広戸西支部、大井東支部 (10支部)

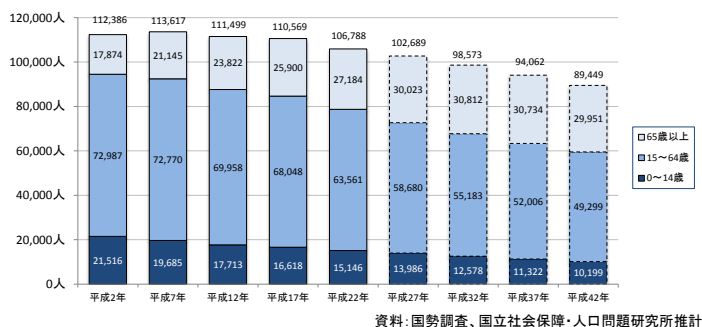
⑤ パブリックコメント

平成26年1月30日～2月28日(生活福祉課、各支所市民生活課窓口、市ホームページ)

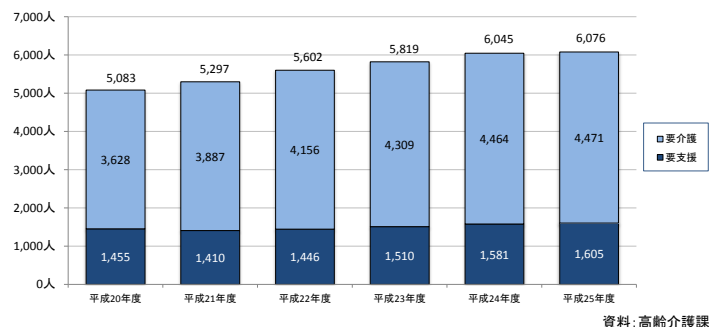
2 地域福祉の現状と課題

(1) 津山市の現状

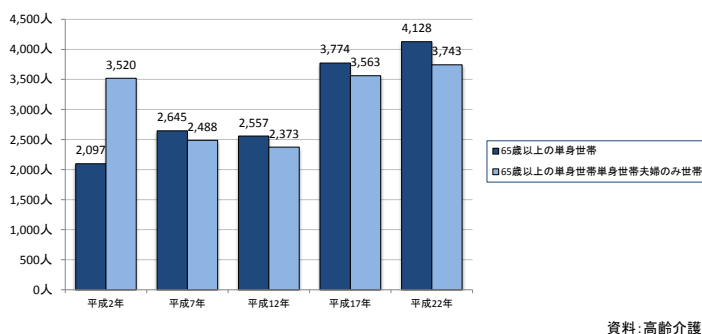
①人口の推計



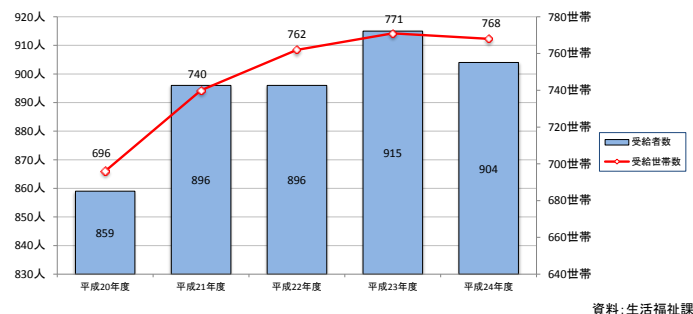
②要支援・要介護認定者の推移



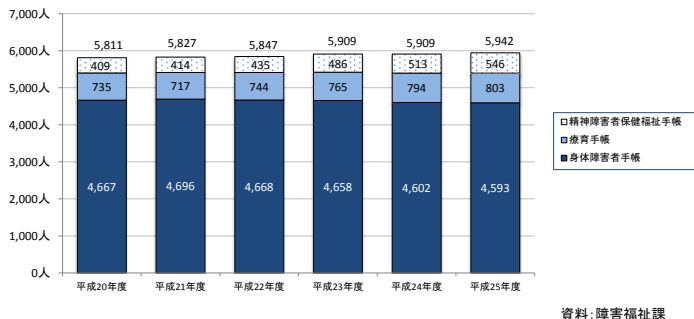
③高齢単身世帯数・高齢夫婦世帯数の推移



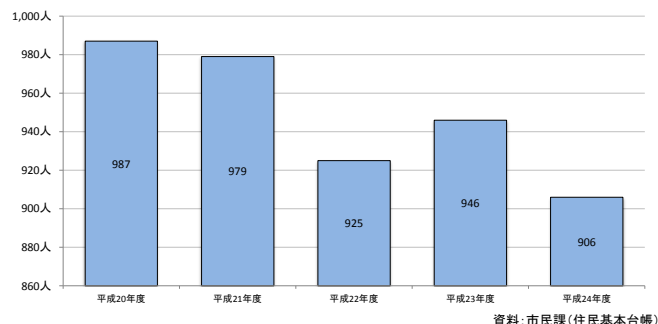
④生活保護受給者・世帯数の推移



⑤障害者手帳保有者数の推移



⑥出生数の推移

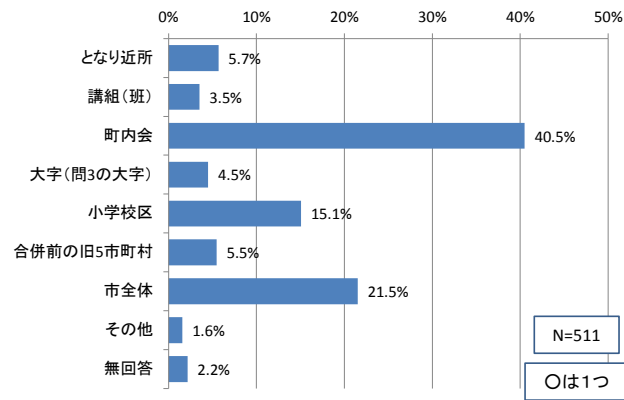


本市の人口は、平成 22 年に実施された国勢調査では 106,788 人となっており、前回の平成 17 年の調査と比較して 3,781 人の減少となっています。また、65 歳以上の高齢者の割合が年々増加傾向にあります。それに伴い、要支援・要介護認定者の増加、高齢単身世帯数・高齢夫婦世帯数も増加傾向にあります。

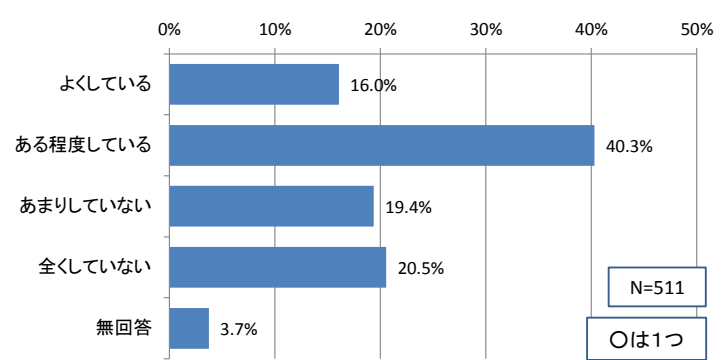
今後、この傾向が更に進むと予測され、子育て支援や定住促進など少子・高齢化と人口減少社会への対応が急務となっています。

(2) アンケート調査結果から見た地域の特性

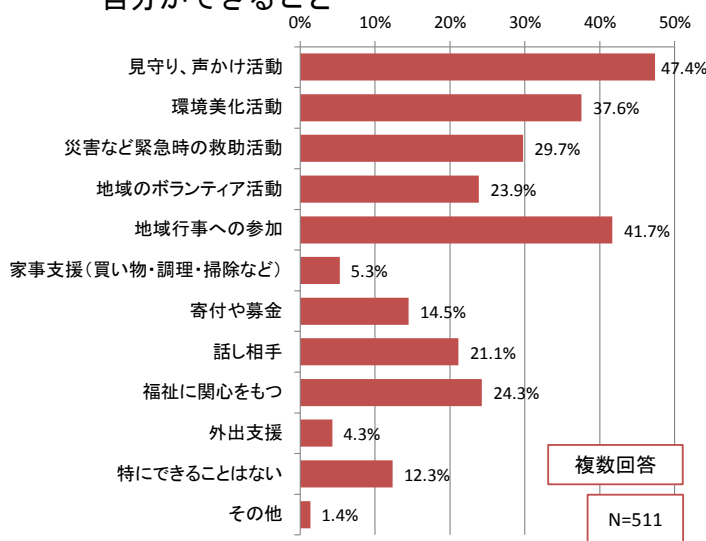
①地域の範囲



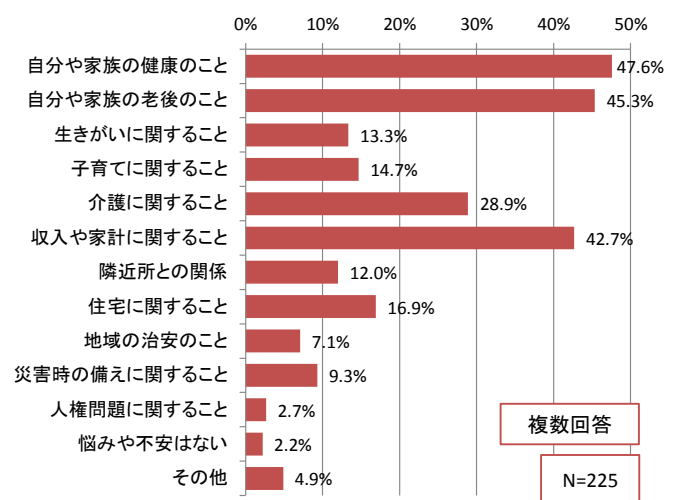
②地域内の行事や町内会活動の参加状況



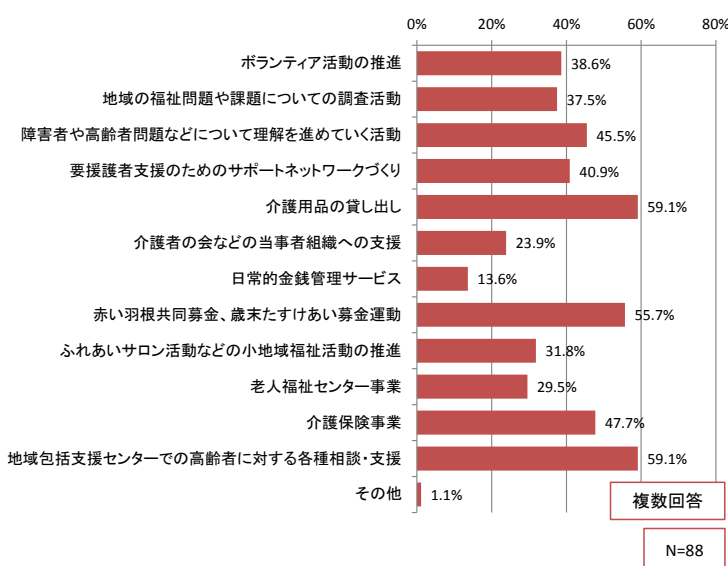
③地域の住民が安心して暮らせるために自分ができること



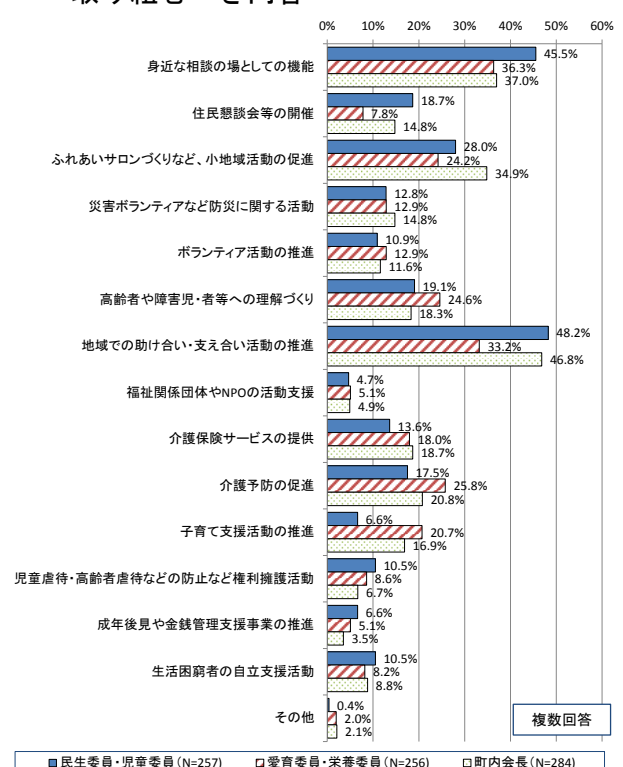
④日常生活で困っていること



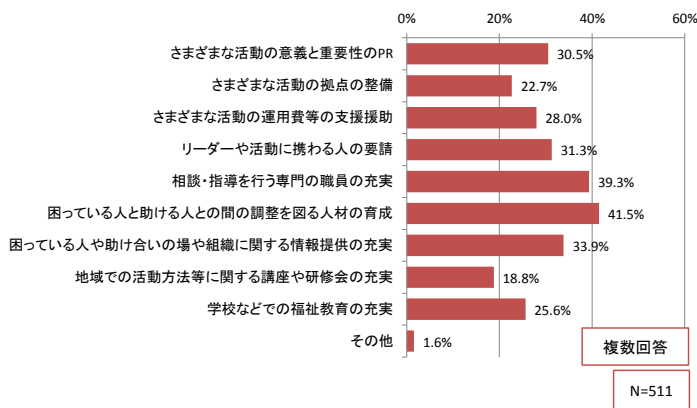
⑤知っている社会福祉協議会の活動内容



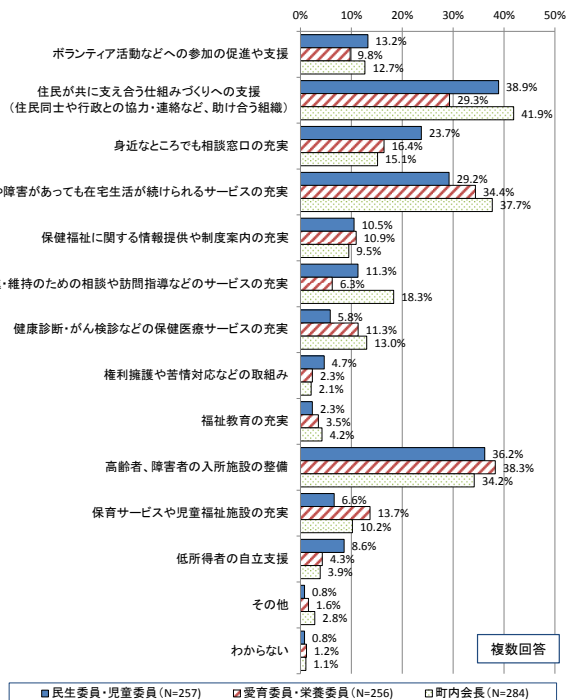
⑥今後、社会福祉協議会が優先して取り組むべき内容



⑦地域福祉を推進していくための重要な取り組み



⑧市が優先して取り組むべき施策



【アンケート調査のまとめ】

市民アンケート結果をみると、「近所づきあいがある」が約7割、「地域内の行事や町内会活動に参加している」が約6割、「地域の住民が安心して暮らせるために自分ができること」で「見守り、声かけ活動」が約5割などとなっており、地域とのつながりがあまりない人も参加できる地域づくりが更に必要となってきます。

日常生活で困っていることについて、「自分や家族の健康や老後のこと」で困っている人が多く、その方に対する相談窓口の充実が必要です。

社会福祉協議会について、「介護用品の貸し出し」「地域包括支援センターでの高齢者に対する各種相談・支援」に対する認識が高いですが、今後は「地域での助け合い・支え合い活動の推進」「身近な相談の場としての機能」を充実させることが重要となってきます。

地域福祉に関する取り組みとして、少子化・子育て対策には「経済的支援」、高齢者対策には「訪問・声かけなどの見守り活動の充実」、障害児・者対策には「利用しやすい交通機関の充実」が重要項目として挙げられます。また、地域福祉を推進するためには、「困っている人と助ける人との調整を図る人材の育成」が必要不可欠となってきます。住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援が優先課題です。

(3) ヒアリング調査結果から見た地域の特性（各テーマの解決策（案））

①障害児・者関係「テーマ：突発的なことで保護者が送迎できないときの移動支援」

- ・ 地域への啓発
- ・ ネットワークづくり、仕組みづくり
- ・ 情報の共有化

②高齢者関係「テーマ：孤立化する高齢者が地域行事等に参加できる環境づくり」

- ・ 近所づきあい（見守り、声かけ）
- ・ 地域行事の内容
- ・ 憩いの場づくり
- ・ 移動手段
- ・ その他（交流、啓発、人材育成等）

③子育て関係「テーマ：就学前の子どもを持つ親が地域でよりつながるためには」

- ・ 交流の場づくり
- ・ 地域のつながり、声かけ
- ・ その他

④防災関係「テーマ：地域で要援護者を含めた防災訓練をするためには」

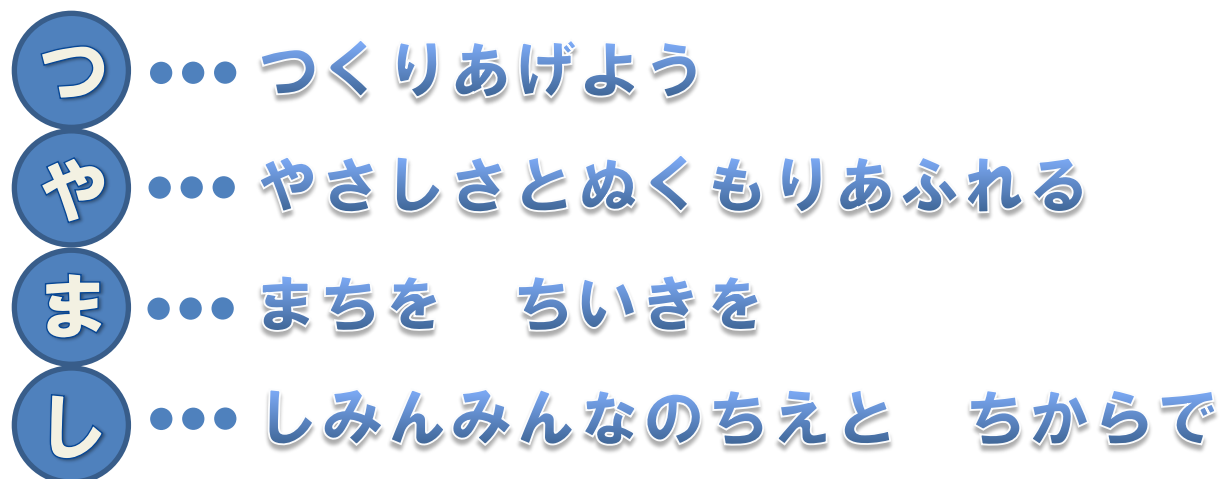
- ・ 要援護者の把握
- ・ 災害時、緊急時の対応
- ・ 防災訓練
- ・ その他

（ヒアリング風景）



3 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念



(2) 基本目標・施策体系

基本理念

《基本目標1》 みんなで支え合うまちづくり

- (1) 地域で支え合う意識の醸成
- (2) 津山版地域包括ケアシステムの推進
- (3) 小地域ケア会議の推進

《基本目標2》 安全・安心なまちづくり

- (1) 日常的な緊急時対策の強化
- (2) 日常的な防災対策の強化
- (3) 日常的な防犯対策の強化
- (4) 災害時の要援護者対策の強化

《基本目標3》 活力あふれるまちづくり

- (1) こころと体の健康づくり
- (2) 地域交流の促進
- (3) 地域で福祉活動をする人材の育成

《基本目標4》 福祉サービスが充実したまちづくり

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 地域福祉活動への支援
- (3) 自立を支える体制基盤づくり

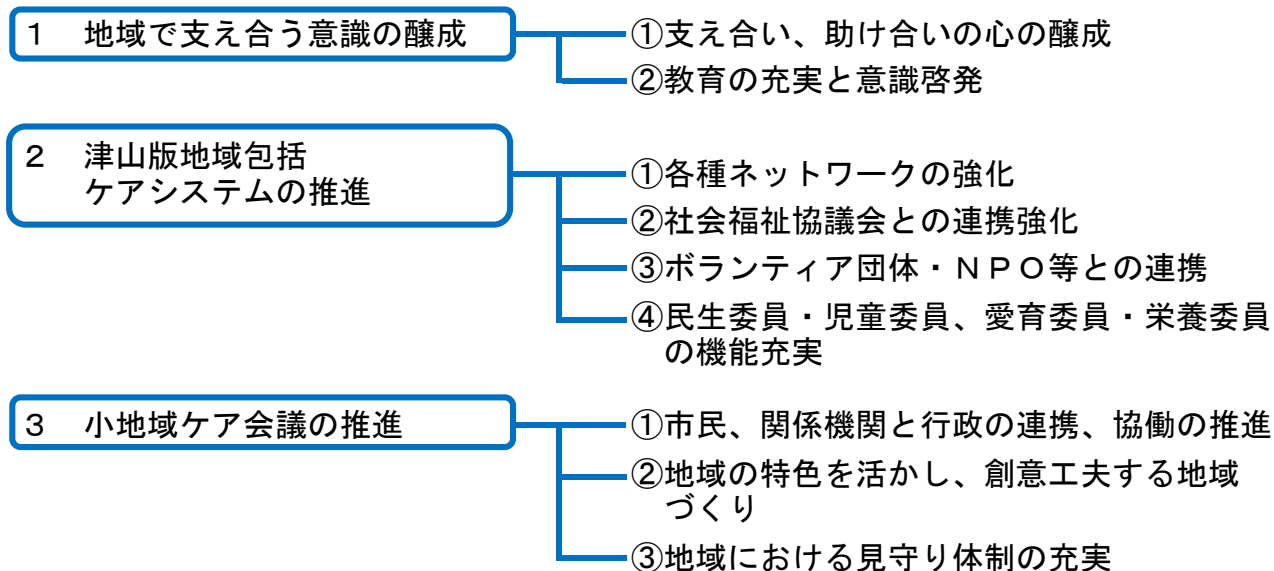
4 地域福祉の推進方策

(1) 【基本目標1】 みんなで支え合うまちづくり

住民やボランティア等の民間団体との協働による、地域での支え合い、助け合いやネットワークづくりなどの地域づくり活動を推進していく取組を支援します。特に、津山版地域包括ケアシステムや小地域ケア会議など、みんなで支え合う仕組みづくりを支援します。

【個別施策】

【取組】

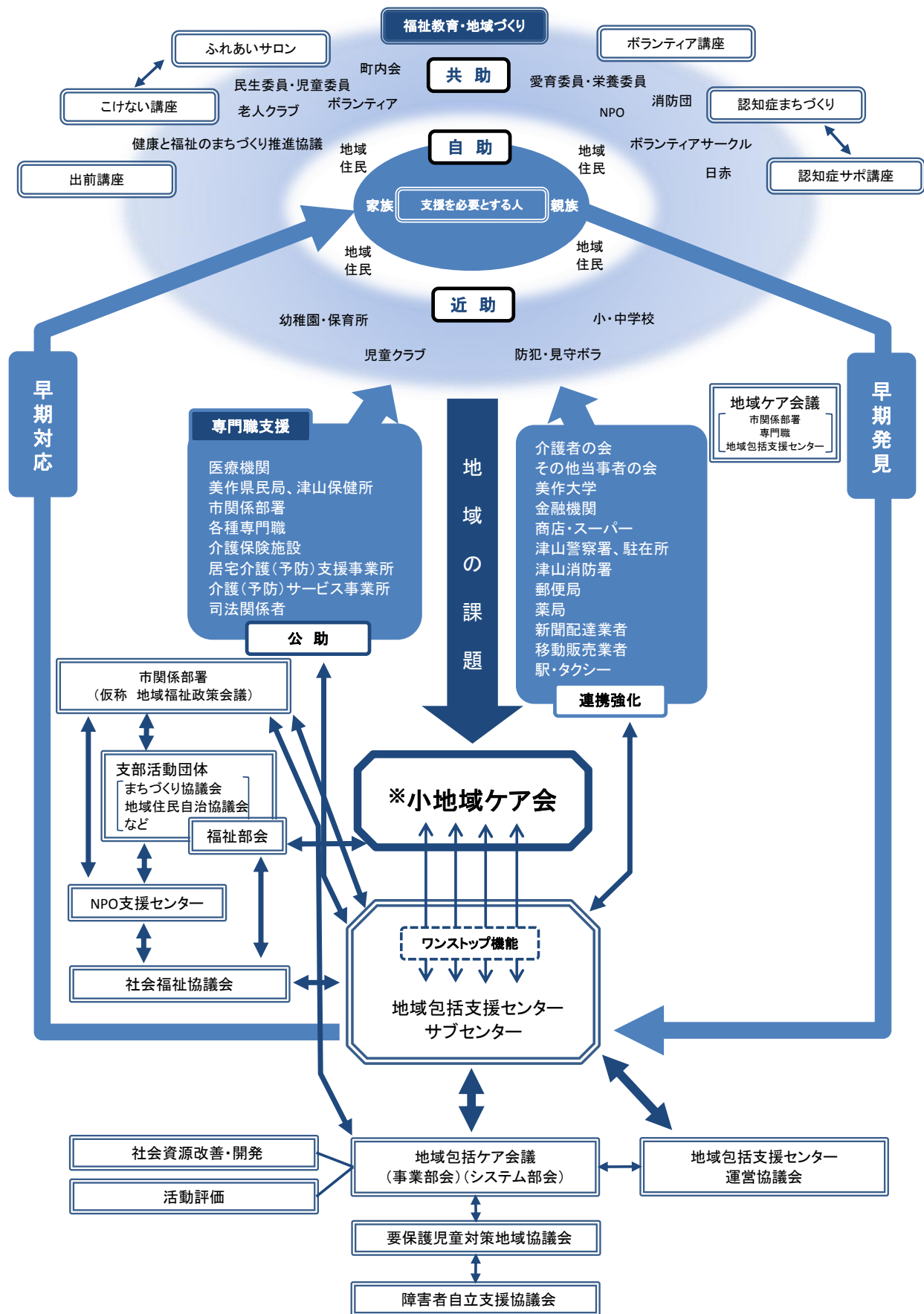


取組（例）

市民・地域・団体	・地域の出来事に関心を持つよう心掛けます。 ・日頃から隣近所の住人と交流を図り、困ったときは助け合います。 ・自助力、近助力、共助力を高めます。 ・日頃から地域の高齢者、障害者、子どもを気かけるとともに、見守り活動に参加し、協力します。 ・民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員の活動内容を理解し、活動に協力します。
社協・※事業者	・地域型福祉共育（教育）を推進します。 ・市民を対象とした福祉講演会、セミナー等を開催します。 ・社会福祉協議会は、「地域福祉活動計画」を推進します。 ・住民や地域の支援団体、専門職と連携し、小地域ケアシステムの構築、拡大を図ります。 ・ボランティア活動の育成、支援及びNPO等との連携強化を図ります。
行政	・広報つやまやホームページなどで、地域福祉の考え方や取り組みについて、周知を図ります。 ・地域福祉を担う民生委員・児童委員や愛育委員・栄養委員、社会福祉協議会、NPO、福祉関係者等との連携を図り、地域における支え合い、助け合い、協力し合う仕組みづくりを進めます。 ・関係団体と関係機関との連携を促進し、活動の支援を行います。 ・福祉情報を集約、提供します。

※事業者とは、福祉サービス事業所、その他事業所（企業）

【津山版地域包括ケアシステム 全体イメージ図】



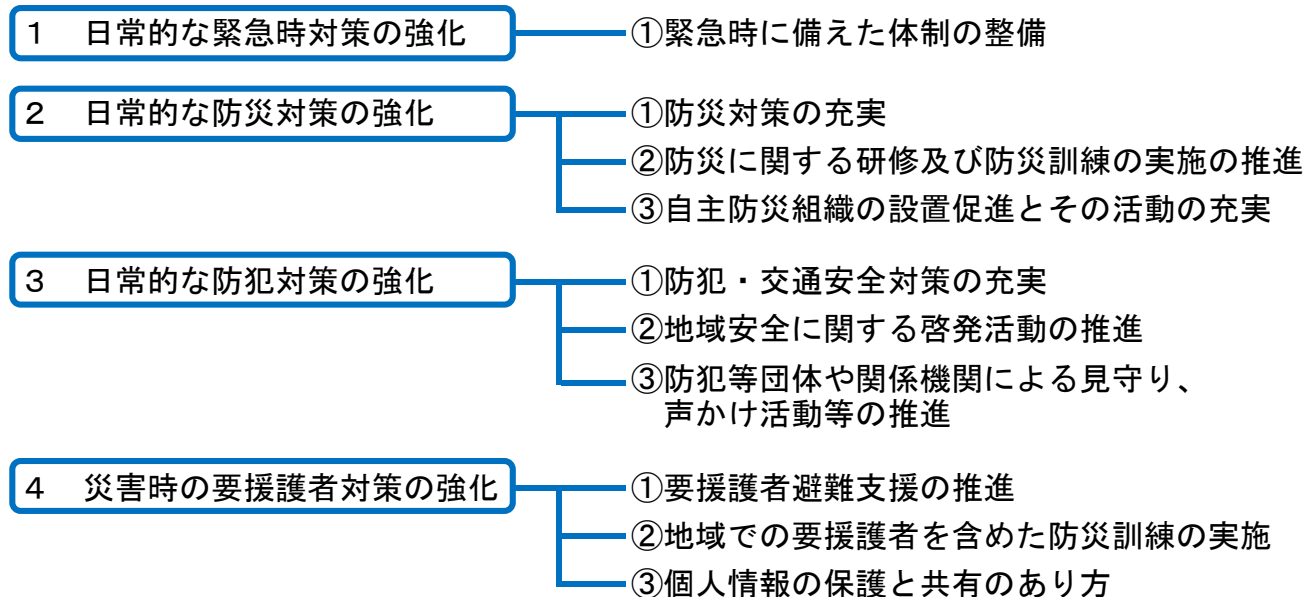
※小地域ケア会議とは、各地域に住む高齢者をはじめとしたすべての住民が住みなれた地域でいきいきと暮らし続けていくため、地域住民と専門職と一緒に地域を考え、福祉目線で話し合い、地域課題の解決を目指していくことを目的とする会議。

(2) 【基本目標2】安全・安心なまちづくり

地域コミュニティの基盤となる町内会単位での自主防災組織の設立を目指すとともに、住民一人ひとりが日頃から防災・防犯に対し意識をもって備えることのできる環境づくりを進めます。

【個別施策】

【取組】



取組（例）

市民・地域・団体	・ 家庭・地域内でも、さまざまな緊急時・災害時の対応について話し合います。 ・ 日頃から危険箇所、災害時の避難場所を確認します。 ・ 町内会や消防団、自主防災組織との連携を進め、その活動に協力します。 ・ 隣近所において、気軽に声かけや相談ができるような近所付き合いに努めます。 ・ 支援が必要な人は、「災害時要援護者支援台帳」に登録を申込みます。
社協・事業者	・ 在宅高齢者等の生活状況の確認や緊急連絡先等の把握に努めます。 ・ 地域の自主防災組織の活動支援を行います。 ・ 災害ボランティアに関する意識啓発や人材育成を行います。 ・ 消費者被害防止の啓発や相談対応等を行います。 ・ 各種台帳整備を進め、個人情報に配慮した各関係機関との情報共有に努めます。
行政	・ 市民への緊急時対応の知識普及とともに、医師会や関係機関と連携し、救急医療体制の充実に努めます。 ・ 地域防災計画に基づき、防災対策の充実を図ります。 ・ 町内会や消防団、自主防災組織が行う地域の防災活動を支援します。 ・ 犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを積極的に推進します。 ・ 災害時要援護者支援台帳の登録者を増やし、日頃からより多くの支援者等に情報を共有できる仕組みを検討します。

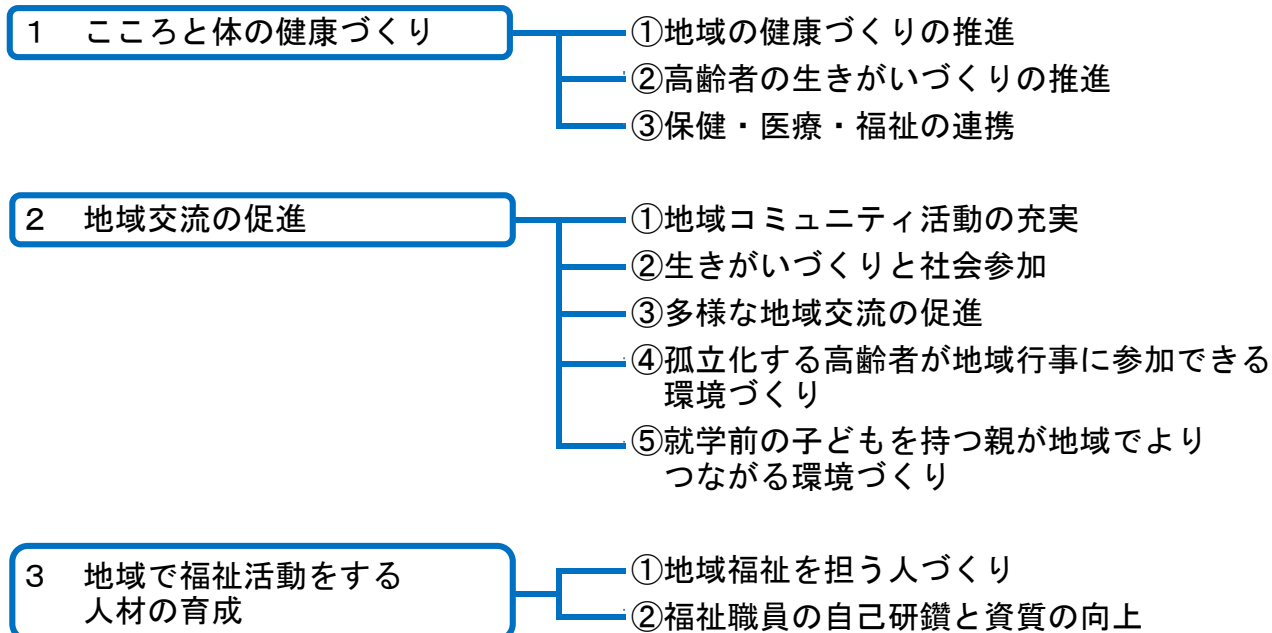
(3) 【基本目標3】活力あふれるまちづくり

心身ともに充実し、生きがいに満ちた地域生活が営めるよう、地域内の行事や町内会活動の積極的な参加を促進していきます。

また、地域で福祉活動をする人材を育成するとともに、支援を受けたい人と支援したい人をつなぐ仕組みづくりを検討していきます。

【個別施策】

【取組】



取組（例）

市民・地域・団体	・愛育委員・栄養委員が主催する健康づくりや介護予防に関する教室等に積極的に参加します。 ・規則正しい食生活や、適度の運動を心掛けます。 ・地域活動に積極的に参加し、これまで培ってきた知識や経験を多くの人たちに伝えます。 ・あいさつを積極的に行います。 ・自主的に交流の場に参加するよう努めます。 ・地域の課題やニーズを伝えます。
社協・事業者	・地域の団体、組織の活性化に向けた支援を実施します。 ・ボランティアの機会の提供や、文化、教養分野を含めた各種講座等を開催します。 ・認知症予防事業を展開します。 ・ふれあいサロンや子育てサロン活動の充実をはじめ、地域交流事業を通じたネットワークづくりを推進します。 ・認知症サポーター及び※キャラバンメイトを養成します。
行政	・市民の主体的な健康づくりを進めるため、各種検診や講座の実施等を通じた環境づくりに努めます。 ・保健・福祉・医療の連携による障害のある児童の発達支援や、障害のある人へのサービス提供体制の充実を図ります。 ・公共施設を活用し、地域や世代を越えた多様な交流の場づくりに努めます。 ・移動手段を確保するための運転ボランティアの養成などの支援をします。

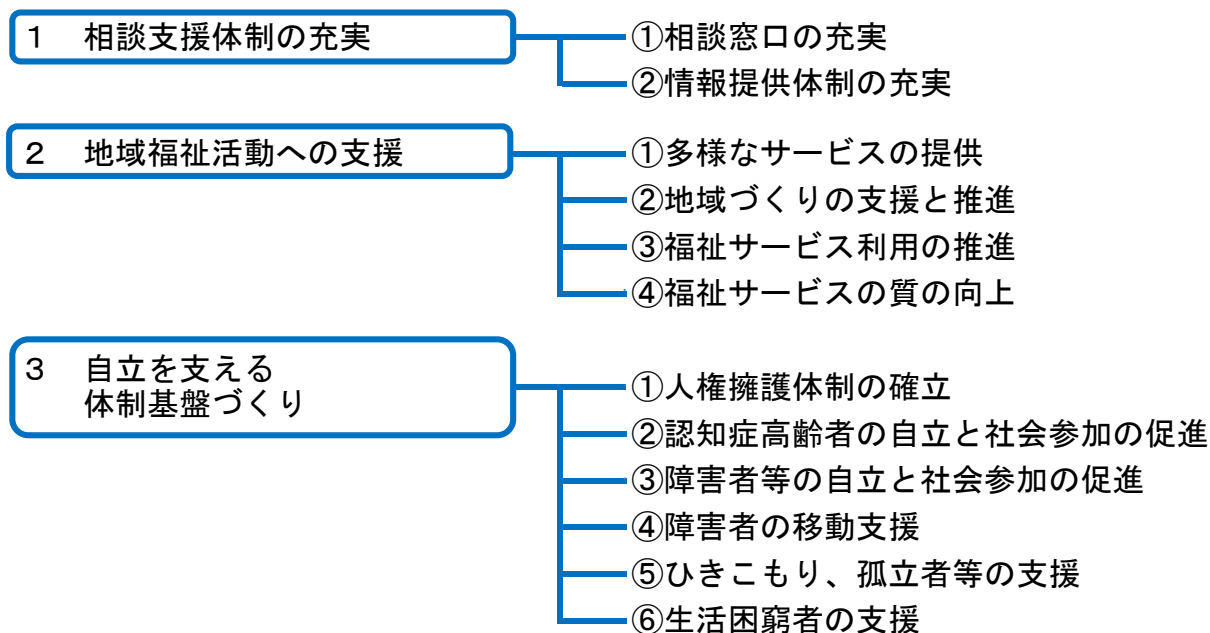
※キャラバンメイトとは「認知症サポーター養成講座」をボランティアの立場で開催し、講師を務める人。

(4) 【基本目標4】福祉サービスが充実したまちづくり

福祉サービスを安心して選択、利用するためには、福祉サービスの適切な利用の推進を図る必要があります。そのためには、相談支援体制の充実、必要な情報が効果的に得られる仕組みの整備、自立を支える体制基盤を構築します。

【個別施策】

【取組】



取組（例）

市民・地域・団体	・ 行政や関係機関が発信する情報をよく確認し、積極的に活用します。 ・ できそうなことから気軽に実践してみます。 ・ 自分の周りに支援を必要とする人がいる場合は、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員や関係機関へつなぎ、サービスの利用を勧めます。 ・ 障害者等が地域活動に参加できるよう協力します。 ・ 地域において、福祉・生活の問題はないか地域課題の発見に努めます。
社協・事業者	・ 身近な相談窓口として地域に密着した役割を果たします。 ・ ※コミュニティソーシャルワークを推進します。 ・ 既存サービスの充実と、その内容の評価、また、地域でのサービス提供の担い手となる人材を育成します。 ・ 成年後見制度普及に向けた啓発及び利用促進に努めます。 ・ 地域包括ケアシステムや小地域ケア会議などのネットワークを活かした確に関係機関につなぎ、問題解決に努めます。
行政	・ 各種相談窓口の整備及び周知を図り、利用を促進します。 ・ 障害者など、情報が行きわたりにくい人のニーズにも配慮した情報提供を推進します。 ・ 新たな福祉ニーズの把握とその対策について検討します。 ・ ひきこもり、孤立者の見守り体制を支援します。 ・ 生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮者に対する包括的な支援体制を構築します。

※コミュニティソーシャルワークとは、個別の要援護者の支援を行うとともに、個別の支援を通して見えてくる問題・課題を地域住民みんなの問題・課題と捉え、地域住民みんなの助け合い、意識づくりや地域の生活環境の改善などに取組み、みんなが共に生きていける地域（コミュニティ）づくりを推進していく活動および機能。

5 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進に向けて

地域福祉計画は、市民が中心に展開する計画です。本計画に位置付けた基本理念、基本目標を展開するため市民、地域・団体、事業者、社会福祉協議会、行政と多様な主体が連携（ネットワーク）を組み合わせながら協働で進めていくことが重要です

そのため、さまざまな主体が地域の特徴や課題を改めて理解し、それらを踏まえた取組を地域みんなで共有し、地域福祉の向上に努めていきます。



主体	協働内容
市民	福祉サービスの受け手だけでなく、地域課題の解決に向けて、地域福祉の担い手として積極的に行動します。
地域・団体 (町内会、NPOなど)	地域で生活する人を一人も見逃すことなく、いきいきと生活できるよう、さまざまな場や機会、仕組みをつくり、運営します。
事業者	地域課題や一人ひとりが抱えている悩みなどの解決に向けて、専門的なサービスの提供や助言などを積極的に行います。
社会福祉協議会	地域福祉を推進する中核的な役割とともに地域課題の解決に向けて、必要な助言や地域・団体や事業者などを積極的に支援します。
行政（津山市、岡山県など）	地域福祉推進のために、各種の福祉サービスをより効率的、効果的に実施するとともに、市民等による自主的な活動を支援し、市民や地域・団体・事業者との協働を進めます。

(2) 計画の進行管理

この計画は、地域福祉推進に向けた基本的な理念、地域と行政等の協働と役割分担について、地域と行政等による支え合い・助け合いの仕組みづくりについて示しています。具体的な施策・事業については、個別計画において身近な地域の状況や課題などを踏まえた取組が示されており、関係機関・関係部署と本計画との連携を図っていきます。

また、計画策定後も、地域福祉計画策定・推進会議を継続し、地域福祉計画の推進を図っていきます。

(3) 地域福祉活動計画との連携

社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」と相互連携を図り、地域の生活課題や発掘・発見を進め、地域資源やサービス・事業を充実し、地域福祉の向上に努めていきます。

津山市地域福祉計画（概要版）

発行日：平成 26 年 3 月

発 行：津山市

編 集：環境福祉部 社会福祉事務所 生活福祉課

〒708-8501 岡山県津山市山北 520 番地

TEL：0868-32-2063（直通）

FAX：0868-32-2153

E-mail：seifuku@city.tsuyama.okayama.jp

